

高鍋町告示第43号

令和4年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月29日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和4年9月2日(金)

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
青木 善明君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
後藤 正弘君	緒方 直樹君

○9月6日に応招した議員

同上

○9月7日に応招した議員

同上

○9月8日に応招した議員

同上

○9月21日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和4年9月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第6号 令和3年度高鍋町一般会計継続費精算について
- 日程第5 報告第7号 令和3年度高鍋町健全化判断比率について
- 日程第6 報告第8号 令和3年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第7 報告第9号 令和3年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第8 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第42号 令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約について
- 日程第10 議案第43号 令和3年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第11 認定第2号 令和3年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第3号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第4号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第5号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第6号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第7号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第8号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第9号 令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第10号 令和3年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第20 議案第44号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 日程第21 議案第45号 高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第46号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第47号 高鍋町監査委員条例の一部改正について
- 日程第24 議案第48号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第49号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第50号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第51号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第52号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 令和3年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果報告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
 (1) 議長の会務報告
 (2) 議員派遣の報告
 (3) 例月現金出納検査結果報告
 (4) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第6号 令和3年度高鍋町一般会計継続費精算について
- 日程第5 報告第7号 令和3年度高鍋町健全化判断比率について
- 日程第6 報告第8号 令和3年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第7 報告第9号 令和3年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第8 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第42号 令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約について
- 日程第10 議案第43号 令和3年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第11 認定第2号 令和3年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第3号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第4号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第5号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第6号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第7号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について

- 日程第17 認定第8号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第9号 令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第10号 令和3年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第20 議案第44号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第45号 高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第46号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第23 議案第47号 高鍋町監査委員条例の一部改正について
- 日程第24 議案第48号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第49号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第50号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第51号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第52号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 令和3年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果報告

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 青木 善明君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 教育長 …………… 島埜内 遵君
 農業委員会会長 ……… 坂本 弘志君 代表監査委員 …………… 森 弘道君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	野中 康弘君
財政経営課長	飯干 雄司君
建設管理課長	吉田 聖彦君
農業政策課長	濱本 明俊君
農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	日高 茂利君
会計管理者兼会計課長	鳥井 和昭君
町民生活課長	鳥取 和弘君
健康保険課長	山下 美穂君
福祉課長	杉田 将也君
税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	渡部 忠士君
教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	岩佐 康司君

午前10時00分開会

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から令和4年第3回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。令和4年第3回定例会の招集に伴いまして、8月30日午前10時より第3会議室において議会運営委員1名欠席、ほか全員出席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より総務課長、財政経営課長の2名、日程説明のため議会事務局長と係長の2名が出席し、議会運営委員会を開催しましたので御報告をいたします。

今定例議会に提案されます案件は、令和3年度高鍋町健全化判断比率についてなど、報告が4件、同意第1号教育委員会委員の任命について、議案第42号令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約について、議案第43号令和3年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第2号令和3年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてなど認定が9件、議案第44号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてなど条例の一部改正が4件、議案第48号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）など補正予算が5件の全部で25件であります。

執行部より説明を受けまして意見を求めましたが、特になく、その後、議会事務局より日程についての説明を受け、会期につきましては、本日、9月2日から9月21日までの20日間で行うことで、議員全員の意見の一致を見たところであります。

また、いまだコロナ禍でありますので、議会のスムーズな運営に議員各位及び執行部の皆様方の御協力をお願いいたしまして報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（緒方 直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、黒木正建議員、10番、

古川誠議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（緒方 直樹） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆様、おはようございます。令和4年6月1日から令和4年8月31日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、高鍋町消防団代表操法技術披露会についてでございますが、6月19日の日曜日、高鍋商工会館駐車場において開催いたしました。

消防団員の負担軽減等の観点から、これまでの開催方式を大幅に改めて、各部門の代表者による操法技術披露会として、初めて開催いたしました。

当日は、晴天にも恵まれすばらしい披露会となりました。今後も引き続き消防団員の環境改善に努め団員の確保を図り、地域防災力の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、健幸アンバサダー養成講座についてでございますが、7月9日土曜日、健康に関する正しい知識を身近な人に伝える健幸アンバサダーを養成することを目的に、高鍋町役場において、初めて開催いたしました。

当日は、筑波大学の大学院の久野譜也教授と健幸アンバサダープロジェクトの事務局長である塚尾晶子氏を講師にお迎えし、午前と午後の講座で合わせて66人が受講し、そのうち62人が健幸アンバサダーとして認定されました。

今後も引き続き健幸アンバサダーを育成していくことで、町民が健康で幸せな生活を送ることができるような、社会の実現に寄与するものと期待しております。

次に、高鍋クリーン活動についてでございますが、7月17日の日曜日、高鍋海水浴場において行われました。当日は、早朝にもかかわらず、町民の皆様ほか関係各団体から約1,500人の御参加をいただき、清掃作業に汗を流しました。また、同日には高鍋町職員による秋月墓地の清掃も行われました。

次に、特別展「児島虎次郎もうひとつの眼」についてでございますが、7月23日土曜

日から9月の11日日曜日まで高鍋町美術館において開催しております。

日本における印象派の代表的な画家で、高鍋町の偉人である石井十次先生の義理の息子に当たる児島虎次郎の手がけた作品を通して、約100年前の西洋美術の世界や当時の雰囲気を感じていただけるものと考えております。

次に、上杉鷹山公NHK大河ドラマ化高鍋町推進協議会設立総会についてでございますが、7月10日水曜日、名君上杉鷹山公を中心とするNHK大河ドラマ化の実現に向けた諸活動を展開することを目的に、ホテル四季亭において開かれました。

鷹山公とゆかりのある姉妹都市の米沢市や朝倉市とともに、NHK大河ドラマ化への機運を高めることにより、当時の歴史認識をさらに深め、本町の地域活性化に寄与するものと期待しております。

なお、先日、8月24日水曜日に同協議会の井上博功会長とともに、NHK宮崎放送局の小原茂局長を表敬訪問し、協議会の設立と今後の活動等について御説明させていただいたところでございます。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 暫時、休憩いたします。

午前10時10分休憩

.....

午前10時11分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

○町長（黒木 敏之君） 1か所改めます。上杉鷹山公NHK大河ドラマ化を8月10日の水曜日でございますが、7月10日と申したということでございますので、8月10日に訂正をお願いいたします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

.....

日程第3. 会期の決定

○議長（緒方 直樹） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程表のとおり、本日から9月21日までの20日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、本日から9月21日までの20日間と決定いたしました。

.....

日程第4. 報告第6号

日程第5. 報告第7号

日程第6. 報告第8号

日程第7. 報告第9号

○議長（緒方 直樹） 日程第4、報告第6号令和3年度高鍋町一般会計継続費精算についてから日程第7、報告第9号令和3年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上4件を議題といたします。

まず、町長の報告を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。報告第6号令和3年度高鍋町一般会計継続費精算についてから、報告第8号令和3年度高鍋町公営企業資金不足比率についてまで、一括して御報告申し上げます。

まず、報告第6号令和3年度高鍋町一般会計継続費精算についてでございますが、令和2年度及び3年度の2か年度継続事業として実施いたしました防衛施設周辺道路改修等事業及び総合体育館大規模改修事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、御報告申し上げます。

次に、報告第7号令和3年度高鍋町健全化判断比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率につきまして御報告するものでございます。4つの健全化判断比率のいずれかが括弧書きで記載しております早期健全化基準以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないと規定されておりますが、本町におきましては、いずれの比率も早期健全化基準未満となっております。

次に、報告第8号令和3年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。公営企業の資金不足比率が、経営健全化基準である20%以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならないと規定されております。本町におきましては、水道事業会計、下水道事業特別会計が対象となりますが、いずれも資金不足は発生しておりません。

以上、3件につきまして御報告を申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

○議長（緒方 直樹） 次に、教育長の報告を求めます。教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。報告第9号令和3年度高鍋町教育に関する事務の管理

及び執行の状況の点検及び評価等について御報告申し上げます。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により提出するものでございます。

以上です。

日程第8. 同意第1号

○議長（緒方 直樹） 次に、日程第8、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。同意第1号教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現委員の黒木知文氏が令和4年9月25日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 本件は再任でありますので、略歴の説明を省略いたします。

以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第1号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、同意第1号教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第9. 議案第42号

○議長（緒方 直樹） 日程第9、議案第42号令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約についてを議題といたします。

提案の理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第42号令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第42号令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約について詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事、工事場所は高鍋町大字南高鍋字茂広毛平付、契約の方法は指名競争入札、契約金額は3億9,248万円、契約の相手方は高鍋町大字北高鍋4750番地、株式会社増田工務店、代表取締役社長増田祐介でございます。

なお、この工事につきましては、令和4年8月24日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、九州建設工業株式会社、株式会社増田工務店、株式会社桑原建設、株式会社河北、株式会社伊達組、河野建設株式会社、株式会社宮本組の7社でございました。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。議案第42号令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約につきまして、工事概要の説明を申し上げます。

本工事につきましては、令和2年度・3年度の継続事業から引き続きまして、令和4年度・5年度の継続事業として、防衛省の補助70%を受けて、施工する工事でございます。

お配りしております図面でナンバー10からナンバー33プラス3までの赤い色で着色しました箇所の工事を行うものでございます。

主な工種別の金額でございますが、土工、土の掘削や運搬ですね、これが約5,300万円。補強土壁工、道路ののり尻の擁壁です、これが約4,200万円、のり面工、道路上部のコンクリートの枠等ですね、これが約8,300万円、排水溝が約3,000万円、舗装工が約1,800万円でございます。いずれも諸経費抜きの直接工事費の金額でございます。

ただし、最近の土木資材の取引金額の状況が1か月で変わっている状況がございますので、2か年の長期工事となりますと、施工時期の土木資材の取引状況によっては、工事の延長等の変更によって、対応せざるを得ない可能性もございますので、申し添えておきます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。図面を頂いて、詳細に説明を頂きましたけれども、延長及び道路幅、側溝などについても、金額については示されましたけれども、工事区間図、これ、頂きましたので、それはよろしいかと思えます。指名競争入札の際は、談合があったのかを示す基準に各社の入札価格があると考えますが、8月に行われました入札について、各社の入札金額についてはお知らせいただくことができるのかどうか、お伺いしたい

と思います。そして、上限の何%であったのか、1回目はそれで終わりたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。各社の入札についてでございますが、談合等のお話がありました。開札前に各社の積算内訳を確認いたしまして、うちの設計と見比べまして、正しく積算がされていることを確認しているところでございます。

それと、落札率でございますが、落札率は95.54%でございます。

各社の入札金額については、今、手元にはございませんので、また後ほどお示しさせていただきますと思います。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。できれば表にさせていただいて、渡していただくほうが、もう今日結論出さないといけないことですので、できれば早く頂きたいなと思うんですね。もう2回目になりますので、併せてちょっと質疑を行いたいと思います。

先ほど説明の中で、やはりのり面辺りが十分工事をしていけないといけないということがあると思うんですけれども、私が一番心配しているのは、今の状況を見られた住民の方から、あそこは水がすごく出るところなんだけど、あれで本当に大丈夫なのかと。経年劣化をして、早い段階で崩れるおそれがあるんじゃないかと。その対策は十分に取ってると思うんだけど、非常に怖いと。そして、工事をしたはいいけれども、5年以内にゲリラ豪雨などがあって、あそこが崩れて、また通れなくなったという状況が出てきた場合、誰がどう責任を取るのか、それを示してもらわんとおかしいわねということがね、私、ちょっと電話で何人かの方、この方々はやっぱり土木工事に詳しい方であり、あそこの地形をよく承知されている方、周知されている方がほとんどだったんです。私も現場と一緒に行きました。そして、見させていただきました。本当に水が各所から出ている状況っていうのを見ると怖いなど。

だから、雨が降ったときも何回か見に行って、私も状況は確認しております。そのことが一番心配だというふうにおっしゃったんです。その水が直接全部まとめて下のほうに降りてくると非常に怖いと。今まであそこの水っていうのは、パイプを引いて向こうのあの田んぼのほうにも行ってたんですけれども、それも今なくなって、その水はけをするところが非常にない。だから、あんな側溝の状況でいいんだろうかと。側溝がどういうふうに造られるかわからんけど、側溝の状況をちょっと確認せんといかんじゃないかということなんかを、やはり住民の方からものすごく心配をされて、せっかく造ったはいいが、何年もたたないうちにあそこが駄目になったりすると誰が責任取るのかと。あんだ、もう議員やから、賛成したりすれば責任取らんやいかんよと。賛成しなくても議員である以上、責任取らんといかんよということで、とにかく確約してくれんねという話まで出たんです。

だから、そういうふうに言われてしまうと、私も本当にどうなんだろうかというのが、ちゃんと、じゃあ、総括質疑でそこは聞いておきますということを申し上げました。だか

ら、のり面の対策、そしてその排水路の対策、そういうところは設計ではどのようなになっているのか。出てくる水の量からして、しっかりとしたその量水を確保できるような側溝であるのかどうかということを、きちんと答えていただければ、ありがたいなと思います。

それから、先ほどの資料がないということでしたけれども、もしよかったら議長、休憩を取っていただいても、今、結論を出さないといけない状況ですので、休憩を取っていただいても、その資料を、一覧表をいただければ、大変ありがたいなと思います。どの会社がどんな見積りをしてきたのかということ、ちょっと今回は知りたいなと思ってるんです。

そして、その状況を知った上で見積りをしてるのかどうかというのをまたちょっと知りたいなと思う部分がありましたので、普通は言わないんですけど、今回については大事を取って、私、見させていたきたいなと思っております。

○議長（緒方 直樹） それでは、暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

午前10時28分休憩

.....

午前10時44分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。まず、のり面の湧水・排水に対してでございますが、現在は工事の途中ということで、地山がむき出しになっておりますので、不安になるかと思いますが、今回の工事でのり面につきましては、先ほど言いましたとおりり枠工またはコンクリート吹付、植栽等で保護いたします。

また、工事期間中に起きました湧水の多い箇所につきましては、仮設の排水路等の排水処理を行いながら工事を進める予定としております。

また、湧水や排水の処理につきましては、全てののり面の小段に排水を設けておりますので、支障はないものと考えておりますし、流域を選定しまして、水理計算も行っており、その点については大丈夫と確信しております。

雨水につきましては、この図面の上の畑から、道路から上のほうですね、南のほうにつきましては、南のほうに水は行きますんで、そこは最近の工事にも確認を取っておりますので、基本的にこの道路ののり面の雨が入ってくるというふうになっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。のり面のことについては、建設管理課長が保証していただきましたので、そのように住民の方にはお知らせをしておきたいと思います。

ちょっと先ほどから気になったのが、資材が高騰している時代ですという説明があったと思うんですね。でも、資材高騰の場合、入札のときに契約額を引き上げることは、各事

業者に通達していたのか。それと、また、資材が手に入らなかった場合、この工事延長となると思いますけれども、その場合も、今、契約をして本当に大丈夫なのかということが非常に気になる場所なんです。

例えば、肥料とかいろんな農家の皆さんからも悲鳴が上がってきてるんですけど、もう肥料が倍になってしまったとかいろんな話を聞くと、資材が高騰する、だから、高騰するだけじゃなくて、その資材そのものが入らないといった場合に、建設会社はそれをどこで担保していただけるのかっていうことを、きちんと確認をしなければ、何にもなしでは、こっちは工事を出したはいいが、まあ、すごい金額が跳ね上がってしまったとかいうことになってくると、また5,000万円以上引き上げられましたって言って、また議会にかけられる状況というのが出てくると、非常にこれは問題だと思うんです。

こういう契約は、私は、はっきり言ってすべきじゃないと思うんです。今、資材高騰の折で、どうしていいかわからないといった場合には、ある程度、確約書みたいなのはしっかり入れていながら、資材高騰で相手が言うままにこちらは契約を結ぶんじゃなくて、やはりこの範囲できちんとこの工事を全部全うしてほしいということぐらいは言わないと、公共事業も皆さんの税金で公共事業するわけですから。これだけにお金をかけるわけにはいかない。そしてこのことが、例えば、いろんなところから補助金を頂くにしても、資材が高騰しましたから、すみません、その分補助金を引き上げてくださってというわけにはいかないと思うんです。私、だからそのことが非常に気になっているものだから、最後に質問3回目するつもりはちょっとなかったんですけど、しておかないと後々まずいかなあというふうに私は思いました。

それと、やはり、この茂広毛平付・高岡線で、ここでやはり皆さんが一番気になるのは、ホームワイド横辺りがまだ開通してない、そういう状況の中で、ここだけ工事をして本当にあそこが開通できるのだろうか。いつになったらするのだろうかという住民の皆さんの不安というのもあると思うんです。だから、順番的に言えば、やっぱり下のほうをきちんとやり終えて、ちゃんと通れるような状況をつくって行って、この工事を始めるべきじゃなかったのかなというふうに私は思うんです。

だから、非常に気になるのは、資材高騰に伴う契約金額が跳ね上がることについて、どのような確約書があるのか、そしてその確約書はどんな内容のものなのか、口頭で約束をただけではやっぱりいけないと思うんです。

この資材高騰の折で、そして資材が入らなかった場合、その場合の対処方法も含めて、やはり契約時には一定の内容を盛り込んでおかないと、非常に後々工事が途中でストップしてしまうという状況にもなりかねないんじゃないかなというふうに、私、思っておりますので、そこはどういうふうにこの契約を結ぶとき、議会で議決された後、どういった工事内容の、普通の工事の契約とちょっと違うと思うんです、今回の場合は。やはり、これだけものがない、これだけいろんなものがない、いろんな我が家もちょっと早くに今年の初めには頼んだことがまだできてないんです。正直な話言って。資材が来ませんという

ことで。

だから、そういうふうにして、どんどんどんどん遅れてきている状況は、個人の場合だったらやむを得ないと思うんです。そりゃ、もう個人が判断すればいいことだから。そして、これだけ上がりましたって言われれば、その範囲内で、じゃあ工事が途中であれば、その金額内で工事を小さくしてくださいって言うこともできるんですが、ところが、こういう公共工事に関しては、やはり計画したところをしっかりと工事をしていただくという観点からすれば、そんなわけにはいかないわけですよ。10メートル削ってくださいとか、50メートル削ってください、100メートル削ってくださいというわけにはいかないわけですよ。

だから、その場合には、一体どういうような確約をここで契約内容として結んでいくのかというのを知らないと、やはり財政経営課長が上がるかもしれないとかそう言われたものを、私、不安でこれ、契約賛成できないなと思ったんですね。説明があった後。やはりそのための対処方法というのを、どういうふうはこちらはしてるんですよということを、ちゃんとこちら側の対処方法を聞いておかないと、後々、住民の皆さんに説明ができない。幾らになるか分からんけど、契約したげなというふうには、私、住民の皆さんに言えるはずがないし、また、言ったらいけないと思うんですね。

だから、どのような金額になるのか、ある程度想定をしているのか、その辺のところはどういうふうを考えてこの契約を結ぼうとしているのか、仮契約が恐らく結ばれたらと思うので、どういうふうにしてきているのか、そこのところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課長。資材に関してでございますが、この現場につきましての資材は、主にコンクリートと鉄筋等でございますが、特殊なものではございませんので、早めには業者が発注はすると思っております。ただ、そのときの単価が運搬賃とかそういうので現在上がってきてますので、その辺で高騰する可能性があるということです。

それから、単品スライド条項といまして、以前からこれは国で定められておるんですが、資材の価格が急激に変動した場合は、変更してくださいと。業者に負担させるなという意味なんです。また、今年の6月にこれが新たに最近の資材の動向を見まして、また通達が来まして、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、実際の購入価格に変更していいですよということになっております。

全体の金額ですが、工事請負につきましては、防衛省に今年度幾ら幾らの工事をやりますというのを、4年、5年ですね、で決まっておりますので、その金額を超える契約にはなりません。

ただ、資材で高騰した場合は、舗装の延長を短くするとか、そういうので対応せざるを得ないということで、先ほど申し上げたところでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議案第42号令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約について、反対の立場で討論を行います。

私は3回の質疑をもって、本当に不安になったものです。その理由は、確かに法的には業者に負担させたらいけないというものがあつたにしても、私たちは公営で行うものです。高鍋町として行う事業です。先ほど建設管理課長のほうから、この金額について、もし多くなった場合については、この計画したとおりの工事が全部完成できない可能性も答弁されました。私は、そんなあやふやな形でこの工事を進めること、これはどんなものかなというのが一番懸念されます。

本来なら、早急にこの工事を終わって、皆さんに新しい道路で本当に開通式をしていただきたいぐらいの気持ちもございます。しかしながら、キヤノンのためにこのような工事を行い、そして、この工事が本来なら南九州大学があつたときにこの工事をしておいていただければ、南九州大学も移転することはなかったのではないかと考えるものです。

私は、いろんな工事に今までずっと賛成をしてきたつもりです。しかしながら、今回については、あやふやな契約内容となることについて、私は賛成をいたしかねます。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第42号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第42号令和4年度茂広毛平付・高岡線道路改良工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第43号

日程第11. 認定第2号

日程第12. 認定第3号

日程第13. 認定第4号

日程第14. 認定第5号

日程第15. 認定第6号

日程第16. 認定第7号

日程第17. 認定第8号

日程第18. 認定第9号

日程第 19. 認定第 10 号

日程第 20. 議案第 44 号

日程第 21. 議案第 45 号

日程第 22. 議案第 46 号

日程第 23. 議案第 47 号

日程第 24. 議案第 48 号

日程第 25. 議案第 49 号

日程第 26. 議案第 50 号

日程第 27. 議案第 51 号

日程第 28. 議案第 52 号

○議長（緒方 直樹） 日程第 10、議案第 43 号令和 3 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第 28、議案第 52 号令和 4 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上 19 件を一括議題といたします。一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第 43 号令和 3 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから議案第 52 号令和 4 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 43 号令和 3 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、本案につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、同剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第 2 号令和 3 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから認定第 10 号令和 3 年度高鍋町水道事業会計決算についてまででございますが、令和 3 年度各会計の歳入歳出の決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付するものでございます。

初めに、認定第 2 号の一般会計については、歳入総額 124 億 5,725 万 4,075 円、歳出総額 118 億 521 万 6,647 円、差引き 6 億 5,203 万 7,428 円となっております。

次に、認定第 3 号の国民健康保険特別会計については、歳入総額 25 億 2,234 万 1,321 円、歳出総額 24 億 7,135 万 8,168 円、差引き 5,098 万 3,153 円となっております。

次に、認定第 4 号の後期高齢者医療特別会計については、歳入総額 5 億 4,664 万 5,641 円、歳出総額 5 億 4,664 万 641 円、差引き 5,000 円となっております。

次に、認定第 5 号の下水道事業特別会計については、歳入総額 3 億 3,799 万 5,400 円、歳出総額 3 億 3,034 万 3,983 円、差引き 765 万 1,417 円となっております。

次に、認定第 6 号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額 1,069 万

6,000円、歳出総額969万4,773円、差引き100万1,227円となっております。

次に、認定第7号の介護保険特別会計については、歳入総額19億8,594万4,999円、歳出総額18億8,698万4,494円、差引き9,896万505円となっております。

次に、認定第8号のツ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額2,102万2,740円、歳出総額2,102万2,740円、差引き0円となっております。

次に、認定第9号の西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計については、歳入総額35万8,426円、歳出総額21万7,668円、差引き14万758円となっております。

次に、認定第10号令和3年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

収益的収入総額4億4,573万6,689円、支出総額4億1,400万2,798円で、当年度純利益は3,173万3,891円でございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額4,250万円、支出総額2億7,145万2,849円となっております。なお、資本的収入が支出に対して不足する額2億2,895万2,849円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、議案第44号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律並びに国の人事院規則の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和に伴う必要な措置等を規定する必要があることから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第45号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、選挙運動に係る自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公費負担の限度額を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第46号高鍋町税条例等の一部改正についてでございますが、本案につきましては、令和4年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律において、上場株式等に係る配当所得等についての課税方式の見直し、住宅借入金等特別税額控除の延長等が行われたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第47号高鍋町監査委員条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、定期監査の実施時期について、その時々状況に応じた柔軟な対応ができるよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第48号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億4,038万7,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額をそれぞれ101億8,786万8,000円とするものでございます。

補正の主なものについてでございますが、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策費としてキャッシュレスポイント還元事業、電子版プレミアム付商品券発行事業委託の増額などがございます。また、人事異動等に伴う人件費の調整を行うものでございます。

財源といたしましては、国県支出金、繰越金及び町債等でございます。

併せまして、債務負担行為につきましては、原油・原材料高対策特別貸付利子補給等、補助金ほか一件の追加、地方債につきましては、臨時財政対策債の変更を行うものでございます。

次に、議案第49号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ49万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億4,399万7,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出は、職員の人事異動に伴う人件費の増額、国民健康保険税の均等割軽減措置に伴うシステム改修のための委託料の増額でございます。歳入は、県支出金の特別調整交付金及び職員の人事異動に伴う人件費等に対する一般会計繰入金金の増額でございます。

次に、議案第50号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ12万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,164万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では、期末手当の減等に伴う人件費の減額でございます。歳入では、令和3年度決算に伴う繰越金の増額及び財源調整のための一般会計繰入金金の減額でございます。

次に、議案第51号令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、令和3年度事業費の確定に伴い歳入の費目間で財源調整するものでございます。

次に、議案第52号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,606万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億4,921万1,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出は、令和3年度事業費確定に伴う支払基金返還金、国庫支出金等返還金、一般会計繰出金及び介護給付費準備基金積立金の増額、職員の人事異動に伴う人件費の調整でございます。

歳入は、令和3年度決算に伴う繰越金の増額、職員の人事異動に伴う人件費等に対する一般会計繰入金、受託事業収入の減額でございます。

以上、19件の議案等につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第29．令和3年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果報告

○議長（緒方 直樹） 日程第29、令和3年度高鍋町一般会計及び特別会計等決算審査結果報告を求めます。森弘道代表監査委員。

○代表監査委員（森 弘道君） 監査委員2名を代表いたしまして、令和3年度各会計の決算審査及び基金運用状況の審査結果を御報告いたします。

決算審査意見書は、皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告を申し上げます。

第1に、審査の種類でございますが、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づく決算審査及び基金運用状況審査でございます。

第2に、審査の対象となりましたのは、令和3年度高鍋町一般会計歳入歳出決算、令和3年度高鍋町国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業、介護認定審査会、介護保険、一ツ瀬川雑用水管理事業、西都児湯固定資産評価審査委員会の7つの特別会計歳入歳出決算及び令和3年度基金運用状況についてでございます。

第3に、審査の期間でございますが、令和4年7月1日から令和4年8月3日まで、実質審査日数20日間でございます。なお、監査基準に基づき職員に対して審査結果の説明を行い、講評に対する弁明及び意見の聴取を行いましたが、弁明及び意見はございませんでした。

第4に、審査の着眼点及び実施内容でございますが、歳入歳出決算審査等について関係法令に準拠して調製されているか、計数は正確か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなど、基金の運用状況等につきましては、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に運用されているかなどを主眼とし、歳入歳出決算書、附属書類として提出されました歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況を示す書類等について審査し、現地調査も実施しました。なお、審査は高鍋町監査基準に準拠して実施いたしました。

第5に、審査の結果でございますが、令和3年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して整備されており、関係帳票をはじめ、その他の証拠書類などと照合審査した結果、決算に関する計数はいずれも正確であることを確認いたしました。

また、予算の執行、会計事務及び財産の管理など、財務に関する事務の執行は適正に処理されているものと認められました。

さらに、基金運用状況につきましても基金運用状況を示す計数は正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われることを確認いたしました。

それでは、総括意見を申し述べます。なお、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては、意見書を御覧いただきたいと思います。

まず、一般会計から申し上げます。令和3年度一般会計決算規模は、例年は2年度に行った特別定額給付金事業の反動減の影響が大きく、歳入は、7億748万6,000円、

歳出は、8億8,989万3,000円、大幅に減少しています。

年度別収支の推移を見ますと、実質収支額から前年度の実質収支額を引いた単年度収支は、2億3,673万8,000円の黒字となっています。なお、決算が真に黒字または赤字であるかは、この単年度収支額に財政調整基金の積立額を加算し、財政調整基金の取崩し額を控除した実質単年度収支で判断することになりますが、その算式に基づき算出しますと、財政調整基金の積立額が増加し、取崩し額は減少したことから、実質単年度収支は5億6,652万円の大幅な黒字となっています。

次に、財政指標を見ますと、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は81.6%と大きく改善し、実質収支比率も9.6%と増加していますが、財政力を示す財政力指数は0.530と若干低下しています。経常一般財源に占める公債費の一般財源の割合を示す公債費比率は5.9%、一般財源総額に占める公債費に充当された一般財源の占める割合を示す公債費負担比率は10.0%となっています。

また、財政の健全化を示す判断の一つであります実質公債費比率は14.0%と上昇傾向にはありますが、数値から判断すると、早期健全化基準内であり、財政の健全性は保たれているものと判断いたします。歳入では、自主財源は寄附金が2億3,191万3,000円、繰入金も2億5,589万円減少し、自主財源は3億8,593万7,000円減少していますが、自主財源の大きな柱であります町税は6,663万3,000円増加しています。高い収納率を維持しており、コロナ感染症の影響下の中で増収となったことは、大いに評価できるものと思います。

また、住宅使用料につきましても現年分は収納率100%となり、697万ありました収入未済額も453万7,000円と大きく減少していることは、大きな成果であると思えます。

依存財源は、地方交付税が5億6,596万6,000円増加し、県支出金も1億8,331万4,000円増加いたしました。2年度の特別定額給付金の反動減で国庫支出金が大幅に減少し、依存財源も3億2,154万9,000円減少しています。歳出では、ワクチン接種、子育て世帯等への臨時特別給付金、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金等の新型コロナウイルス感染症対策関連事業の増によりまして、扶助費が7億3,463万9,000円増加していますが、2年度の特別給付金事業の反動減によりまして、補助費等が19億2,631万3,000円減少したことから、8億8,989万3,000円の大幅な減少となっております。

歳出の主なものを見ますと、総合体育館大規模改修事業や図書館老朽化対策事業など住民の教育環境の向上に努めた結果が現れています。

また、普通交付税の増額によって、財政調整基金及び減債基金の積立金が増額されるなど、将来の財政負担に備えた財政運営であったと認められます。

このように、令和3年度に限り、国から経済対策として地方交付税等が増額されたことから、令和3年度は良好な決算となっておりますが、あくまでも依存財源である地方交付

税は経済状況に左右されることから、できる限り基金の取崩しに頼らない財政運営が続くことを期待しております。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入は、前年度と比較して県支出金が1億1,892万3,000円増、保険税が672万4,000円、繰入金が5,214万3,000円減で、7,303万3,000円の増加となっています。歳出は、保険給付費が1億649万5,000円増、国民健康保険事業費納付金が8,199万3,000円減で、総額で3,890万9,000円の増加となっています。単年度収支は3,412万4,000円の黒字となっていますが、決算が真に黒字または赤字であるかを判断する実質単年度収支は80万2,000円の赤字となっています。この要因は、被保険者の税負担軽減のために基金から3,500万円を取り崩して繰り入れられたことによるものですが、結果として保険税額ランキングが県内市町村で23位と低い水準となっています。正しい判断であったと評価できます。国民健康保険財政の安定化には国民健康保険基金が不可欠であります。令和4年3月末現在で、5億8,214万2,000円積み立てられており、前年度と比較して若干減少しているものの、財政状態は安定していると言えます。

また、令和3年度末までの保険税の滞納累計額は5,288万8,000円で、年々減少しており、徴収努力の成果が見受けられます。被保険者の高齢化の進展や医療費の高度化等により、医療費が増嵩することが予測される中で、国民健康保険財政の安定化は最も重要な課題であります。その安定化のために、疾病の予防と健康保険税の的確な収納が求められます。特定健診の受診率向上や健康づくりへの啓発による疾病予防に向けてなお一層取り組まれるとともに、基金の運用による被保険者の税負担の平準化にも引き続き配慮すべきと思料いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

決算状況は歳入歳出とも安定しており、今後とも保険制度の推移を注視しながら運営されることを要望いたします。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

令和3年度の公共下水道事業の事業量は、管渠布設60.4メートルであります。面整備累計は226.2ヘクタールであり、水洗化率は87.4%、2,996世帯、6,293人となっています。施設の管理面では長寿命化対策が講じられており、平成29年度で一定の対策が終了しています。

このような状況の中で、令和3年度末における財政状況は、維持管理費及び起債償還費で年間3億3,034万4,000円を要しておりますが、根幹的な財源である使用料は1億1,072万8,000円であり、不足する財源は一般会計からの繰入れで補っております。下水道経営の健全化と一般会計の負担を軽減するためにも、水洗化率の向上に向けた取組をなお一層推進することが求められます。

次に、介護認定審査会特別会計について申し上げます。

令和3年度の要介護要支援の申請数は785件で、前年度と比較して74件増加しており、申請者のうち非該当者は10件となっております。3町による認定審査は、的確そしてスムーズに行われており、今後ともさらに連携を密にし、適正な審査を行われるよう要望いたします。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

令和3年度決算は単年度収支額219万8,000円の黒字となっており、基金取崩し額が減少したことから、実質単年度収支も3,254万5,000円増の黒字となっております。第8期介護保険事業計画1年目に当たり、事業計画に基づき適正に運営されていると思料されます。なお、令和4年3月末現在の基金残高は3億7,437万2,000円であり、財源は確保され安定した運営となっており、支障はないものと思料されます。

なお、今年度の保険給付費は0.8%の伸びでありましたが、今後高齢化が進み保険給付費の増加も見込まれることから、介護予防の諸事業に積極的に取り組むとともに、介護を必要とする全ての人々に希望する介護サービスが的確に提供できるよう、円滑な運営を図っていかれるよう望むものであります。

次に、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計について申し上げます。

一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入された畑地かんがい用水をほかの農業にも雑用水として使用することを目的に、1市3町で共同設置された会計で、平成21年度から事業を開始しております。施設運営は適正に行われており、財政状況は基金を積み立てるなど順当で安定した運営となっております。今後とも収入の確保に努め、適正で安定的な運営を要望いたします。

次に、西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計について申し上げます。西都児湯固定資産評価審査委員会は、平成27年度に西都児湯1市5町1村で共同設置されております。令和3年度は審査事案はございませんでした。

続きまして、高鍋町水道事業会計決算審査結果について御報告申し上げます。

第1に、審査の種類でございますが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく決算の審査でございます。

第2に、審査の対象でございますが、令和3年度高鍋町水道事業会計決算でございます。

第3に、審査の期間でございますが、審査の期間は6月27日から6月30日までの4日間でございます。

第4に、審査の着眼点及び実施内容でございますが、町長より提出された決算書類及び附属書類が地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成されているか、また水道事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、会計帳票、証拠書類、関係帳簿などの調査など、高鍋町監査基準に準拠して審査を実施いたしました。

第5に、審査の結果でございますが、審査に付された決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、関係帳簿と符

合し、かつ当年度における水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めました。また、水道事業の運営は地方公営企業法第3条の規定の趣旨に従って執行されていることを認めました。

それでは、決算の概要と総括意見を申し上げます。給水戸数は9,222戸で、対前年度比98戸、1.1%増加したものの、大口給水先の使用水量が減少したことから、年間総配水量は9万7,108立方メートル、4.1%、有収水量は3万7,455立方メートル、1.8%減少しましたが、漏水対策の効果もありまして、有収率は89.6%と2.1ポイント上昇しています。施設利用率及び負荷率は、類似団体の経営指標、施設利用率56.26%、負荷率78.76%を上回っており、効率的な施設運営に努められた結果であると評価できます。

一方、供給単価が1立方メートル当たり61銭、0.37%上がって190円85銭に、供給原価は1立方メートル当たり6円97銭、3.71%上がって195円56銭となり、給水原価が供給単価を上回る逆ざや現象を生じています。

次に、経営成績については損益計算書のとおりであります。

収益では、給水収益の減少が主要因となって、759万208円、1.7%減少しています。

費用では、支払利息の減少で営業外費用が484万1,497円、13.8%減少していますが、修繕費と減価償却費等の増加で営業費用が1,179万4,356円、3.2%増加したため、費用全体では609万4,859円、1.5%の増加となっています。これらの結果、純利益は前年度より1,368万5,067円、30.1%減少して、3,173万3,891円となっております。

経営状況については、財務分析での指数が経営指標と比較して下回っている部分もありますので、今後も改善を図っていく必要があります。

次に、財政状況については貸借対照表のとおりであります。

資産の部では構築物、機械及び装置の減価償却額が大きく、有形固定資産は1億7,552万130円、4.2%の減少となっており、流動資産は現金預金が4,016万6,048円、9.9%減少しています。

負債の部では、固定負債が企業債償還により1億7,591万8,785円、8.9%の減少。流動負債は、未払金が減少したことから、5,370万4,335円、17.0%減少しています。

繰延収益は、国庫補助金や工事負担金により取得した資産の当年度減価償却費相当額である1,983万5,654円、4.2%が減少しており、全体の負債額は2億4,945万8,774円、9.0%減少しております。

資本金の部では、建設改良積立金を取り崩し自己資本金に組み入れたことにより、4,552万2,503円増加しております。

剰余金の部では、当年度未処分利益剰余金が1,368万5,067円、30.1%減少

したことから、剰余金全体では1,378万8,612円、4.1%減少となり、資本全体では3,173万3,891円、1.7%の増加となっております。

年度末における財政状態は安定していると言えますが、企業債未償還残高が高額であり、企業債元利償還金が営業収益の60%を超える状況が続くとともに、多額の減価償却費の計上など経営環境の改善には長期間を要するものと思料されます。今後の水道事業の経営に当たりましては、徹底した経営分析を行い、その結果を踏まえ、業務の効率化に向けた取組と、安全で良質な水の安定供給に向けて町民に信頼される水道事業の執行を要望するものであります。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時32分散会
